大阪府森林審議会規程

改正案

（趣　旨）

第１条　この規程は、森林法に基づく大阪府森林審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会　長）

第２条　審議会に会長を置き、委員のうちから委員が互選した者をもって充てる。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　会長に事故があるときは、委員が互選したものがその職務を代行する。

（会議の招集）

第３条　審議会は会長が必要と認めるとき、又は委員総数の３分の１以上の委員の要請があったとき、会長がこれを召集する。

２　会長は審議会を招集しようとするときはその会日の３日前までに、会議の日時、場所、議案その他必要な事項を委員に通知しなければならない。

（会議の定数）

第４条　審議会は委員の２分の１以上が出席しなければ会議を開くことができない。

（議　事）

第５条　審議会の会議は会長がその議長となる。

２　審議会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

３　前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わることはできない。

（部　会）

第６条　審議会に、次の各号に定める部会を置き、部会長のほか当該各号に定める人数の委員をもって組織する。

一　森林保全整備部会　~~７~~５名程度

~~二　森林整備指針検討部会　４名~~

２　部会長は、会長が指名する委員をもって充てる。

３　部会に属する委員は、会長が指名する。

４　部会の会議については、第２条から第５条までの規程を準用する。

（部会の議決事項）

第７条　森林保全整備部会は、次に掲げる事項について議決することができる。

一　林地の開発の調整に関する事項

二　保安林の指定解除に関する事項

三　森林病害虫の防除対策に関する事項

四　林業振興地域の整備育成に関する重要事項

五　林業構造改善に関する事項

~~２　森林整備指針検討部会は、次に掲げる事項について議決することができる。~~

~~一　大阪府森林整備指針の策定に関する事項~~

~~３~~２　前~~二~~項各号に掲げる事項についての部会の議決は、これを審議会の議決とする。但し、部会長は次期審議会において、これを報告しなければならない。

（部会の特例）

第８条　会長は、緊急の必要があり部会を招集する暇のない場合その他やむをえない事由のある場合は、第６条第４項の規程にかかわらず各委員の意見を個別に聴取し部会の会議に代えることができる。

２　第４条及び第５条の規程は、前項の場合について準用する。

（委　任）

第９条　この規程の定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

~~（その他）~~

~~第１０条　森林整備指針検討部会は、議決事項の答申日をもって解散する。~~

附則　　この規程は、平成３年１１月１日から施行する。

附則　　この規程は、平成１４年１１月１日から施行する。

附則　　この規程は、平成２２年９月３０日から施行する。

附則　　この規程は、平成３０年１０月１９日から施行する。

附則　　この規程は、平成３１年３月２９日から施行する。

附則　　この規程は、令和５年１月　　日から施行する。